

温 泉 利 用 計 画 書

利用予定地	地 番					
	地 目					
土地所有者	住 所					
	氏 名					
利 用 施 設 の 概 要	敷地面積	利用土地の総面積				㎡
	名 称					
	建築構造					
	建築面積	㎡	延面積	㎡		
	収容人員	個人（		）名・団体（		）名
	部屋数					
	浴室数					
	温泉必要量	ml / 分（詳細は下記のとおり）				
	建設時期	年 月 日		～	年 月 日 完成	
ボ ー リ ン グ 工 事 金	自己資金	円		建 築 工 事 金	自己資金	円
	借入金	円			借入金	円
	その他	円			その他	円
	計	円			計	円
他 法 令 有 の ・ 許 無 可 等	法令の別	都市計画法	自然公園法	農地法	大規模建築物	その他
	掘削地点					
	利用施設 建設地点					
引 湯 計 画	申請地と施設の距離			中間土地の確保状況		
	m					
そ の 他	施施設平面図 別紙のとおり					

【温泉必要量計算書】

別記様式第1号の2（要綱第2条関係）

誓 約 書（個人用）

年 月 日

栃木県知事 様

住所
氏名

私は、温泉法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第1号の3（要綱第2条関係）

誓 約 書 （法人用）

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

（ 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 ）

当法人及び役員は、温泉法第4条第1項第4号、第5号及び第6号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第1号の4（要綱第4条関係）

誓 約 書 （法人用）

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

〔 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第4条第1項第4号、第5号及び第6号に該当しない者であることを誓約します。

温泉掘削等許可技術基準適合書

申請者氏名
掘削地点所在地

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状況	備考
1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適合：8m以上 不適合：8m未満	最低距離： m 別添図面参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>			
さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者に立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	掘削口から柵等までの距離： m 別添図面参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	設置場所：
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：
(5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>			
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	方式の別：ラム型、アニュラー型 最高使用圧力：(MPa) 別添図面参照
(6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>			
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	検知器の設置場所：
空気中のメタンの濃度が爆発下限値の値の25パーセント以上となつた場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報を発する濃度： %LEL 警報を発する場所：
(7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない	
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>			
ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
(10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
(11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合	状況	備考
2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3m以上 不適合：3m未満	最低距離： m 別添図面参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数： 掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>			
さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者に立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法： 掘削口から柵等までの距離： m
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 設置場所：
(5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない	
(6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
(7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載	"
(8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

別記様式第1号の6（要綱第2条関係）

意 見 書

掘削
増掘
動力装置

申請者住所氏名

掘削
増掘
動力装置

申請の地点又は源泉名

上記（掘削、増掘、動力装置）にかかる意見は次のとおりです。

年 月 日

市町長

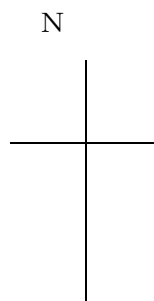
別記様式第2号（要綱第2条の3関係）

温泉掘削申請に基づく現地調査書

調査年月日	年 月 日 曜日 天気						
調査者	職氏名						印
申請者	住所						
	氏名					連絡先	TEL
申請地点	番地						
	所有者				地目		現況
掘削地選定理由							
土地を利用する証明書類	1			3			
	2			4			
付近源泉の状況	源泉名	源泉管理者名	申請地点からの距離	泉温	ゆう出量	深長	同意の有無
市町村長の意見書	有 ・ 無						
他法令との関係	農地法	森林法	国有林野法	河川法	自然公園法	その他	
工事請負者	住所				氏名	TEL	
掘削泥水処理							
掘削の騒音	掘削地からの近距離民家等		m	氏名			
立合者	申請者	市町			関係者		
現地調査の結果							

申請地点付近の略図

〔主要目標物を記入し申請地点までの距離〕
を記入する。実測又は図上測定の区分〕



温泉掘削等許可技術基準適合検査書

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適合：8m以上 不適合：8m未満	最低距離： m
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置していない 不適合：設置している	
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業していない 適合：ただし書き適用 不適合：作業している	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示している 不適合：掲示していない	掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>			
さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者に立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限している 不適合：制限していない	掘削口から柵等までの距離： m
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	設置場所：
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	数量： 備付場所：
(5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>			
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	方式の別：ラム型、アニュラー型 最高使用圧力：(MPa)
(6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>			
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	検知器の設置場所：
空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報を発する濃度： %LEL 警報を発する場所：
(7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合：測定している 不適合：測定していない	
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ>	適合・不適合	適合：点検している 不適合：点検していない	
(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>			
ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合：点検している 不適合：点検していない	
(9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存している 不適合：保存していない	保存場所：
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：記録している 不適合：記録していない	
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録している 不適合：記録していない	
(10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
(11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

調査年月日

年 月 日

検査者職氏名

印

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削			
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>			
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3m以上 不適合：3m未満	最低距離： m
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業していない 適合：ただし書き適用 不適合：作業している	ただし書き適用の場合はその理由：
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示している 不適合：掲示していない	掲示個数： 掲示場所：
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>			
さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者に立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限している 不適合：制限していない	制限方法： 掘削口から柵等までの距離： m
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	数量： 設置場所：
(5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>			
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定している 不適合：測定していない	
(6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>			
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存している 不適合：保存していない	保存場所：
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録)<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録している 不適合：記録していない	
(7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>			
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付けている 不適合：備え付けていない	備付場所：
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：申請のとおり 不適合：申請と異なる	
(8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能	

調査年月日	年 月 日
検査者職氏名	印

別記様式第2号の3（要綱第2条の3関係）

温泉増掘申請に基づく現地調査書

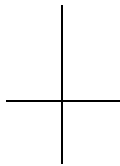
調査年月日	年 月 日 曜日 天気						
調査者	職氏名						印
申請者	住 所						
	氏 名				連絡先	TEL	
申請源泉	所在地					地 目	
	ゆう出地所有者			源泉名			台帳No.
	掘削許可年月日	年 月 日 第 号					
増温・増量の 見通し（専 門家の意見）							
申請源泉の 状況	年 月	泉 温	ゆう出量	利用率(%)	深 長	口 径	動力の有無
	・						
	・						
	・						
	現 状						
温泉採取を する証明書	1					3	
	2					4	
付 近 源 泉	源 泉 名	源泉管理者名	申請源泉 からの距離	泉 温	ゆう出量	深 長	同意の有無

の 状 況							
	掘削時の影響						
市町長の意見書		有 ・ 無 （理由）					
他 法 令 と の 関 係	農 地 法	森 林 法	国 有 林 野 法	河 川 法	自 然 公 園 法	そ の 他	
工 事 請 負 者	住 所			氏 名	T E L		
掘削泥水処理							
掘削の騒音	近距離民家等		m	氏名			
立 合 者	申請者	市町			関係者		
現 地 調 査 の 結 果							

申請地点付近の略図

〔 主要目標物を記入し申請地点までの距離
を記入する。実測又は図上測定の区分 〕

N



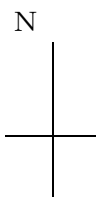
動力装置申請に基づく現地調査書

調査年月日	年 月 日 曜日 天気						
調査者	職氏名 印						
申請者	住所						
	氏名					連絡先	TEL
申請源泉	所在地					地目	
	ゆう出地所有者			源泉名			台帳No.
	掘削許可年月日	年 月 日 第 号					
申請源泉の状況	年 月	泉 温	ゆう出量	利用率(%)	深 長	口 径	水 位
	.						
	.						
	.						
	現 状						
温泉採取をする証明書類	1		3				
	2		4				
付近源泉の状況	源泉名	源泉管理者名	申請源泉からの距離	泉 温	ゆう出量	深 長	同意の有無

掘削時の影響							
市町長の意見書		有 ・ 無 (理由)					
動力装置 の内容	馬力	種類	ポンプ種類	揚湯管口径	揚湯管深長	揚湯能力	推定揚湯量
							ℓ/m
他法令との関係		農地法	森林法	国有林野法	河川法	自然公園法	その他
工事請負者	住所				氏名	TEL	
立合者	申請者	市町			関係者		
現地調査 の結果							

申請地点付近の略図

〔主要目標物を記入し申請地点までの距離
を記入する。実測又は図上測定の区分〕



別記様式第3号（要綱第3条の2関係）

有効期間更新申請調査書

調査年月日	年 月 日 曜日 天気				
調査者	職氏名				印
申請者	住所				
	氏名		連絡先	TEL	
申請地点					
	所有者		地目	現況	
掘削等許可後 現在に至る経過					
現況					
今後の見通し					
立会者					
現地調査 の結果					

掘削施設等変更許可申請現地調査書

調査年月日	年 月 日 曜日 天気		
調 査 者	職氏名		印
	職氏名		印
申 請 者	住 所		
	氏 名		連絡先 TEL
掘削等許可番号 及び年月日	栃木県指令 第 号 年 月 日		
申 請 地 点	所 在 地		
	所 有 者		
災害防止上重 要な変更事項			
規則第1条第2 項第3号の規定 に基づく技術基 準との適合検査 書	別紙のとおり（別記様式第2号の2） ※ 不適合箇所があれば下記に付記すること。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 60px; margin: 10px 0;"></div>		
立 会 者 氏 名			
現 地 調 査 の 結 果			

源 泉 台 帳

栃 木 県

1	所在地								地目						
			ゆう出状況				地質				標高	m			
2	土地所有者	住所							氏名				電話		
3	源泉管理者	住所							氏名				電話		
4	利用施設名														
5	区分	申請者	許可年月日	許可番号	深長 (m) (動力HP)	口径 (cm) (種類)	ポンプ		工 事 終 了 時 の 状 況						
							揚湯管 口径(cm)	(種類)	年月日	泉温℃	ゆう出量 ℓ/m	深長 m (動力HP)	口径 cm 揚湯管口径及び種類		
	掘増 動力装置	住所													
		氏名													
	掘増 動力装置	住所													
氏名															
掘増 動力装置	住所														
	氏名														
掘増 動力装置	住所														
	氏名														
6	分析年月日	分析機関名	泉 質 名			性 状	湧出地								
							試験室								
市 町 村 名		温 泉 地 名	源 泉 番 号	源 泉 名 (通 称)				登 載 年 月 日	記 載 者						

源泉番号	
------	--

源泉名	
-----	--

7 泉温・ゆわ出量等調査結果									源泉の経過状況					
調査年月日	泉温 ℃	気温 ℃	ゆわ出量 ℓ/m	pH	電気伝導率 mS/m	自然ゆわ出(水位) 動力揚湯の別	調査者	備考						
									〔位置略図〕					
									禁適決定日 1		禁適決定日 2		禁適決定日 3	
									禁適決定日 4		禁適決定日 5		禁適決定日 6	

別記様式第6号（要綱第14条関係）

土地掘削届

年 月 日

栃木県知事

様

住所

氏名

〔 法人の場合は名称、
所在地及び代表者
の 氏 名 〕

次のとおり土地を掘削したいので、関係書類を添えて届け出ます。

土地掘削の目的			
土地掘削予定地	地番		地目
工事内容	口径及び深長	0～ mまで口径 mm	
	方法		
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事請負者	住所		
	氏名	TEL	
工事終了後の処置			
掘削地付近の状況	別添のとおり		
(備考)			

温泉採取許可技術基準適合書

申請者氏名
源泉名
採取場所

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係）			
(1) ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>			
ガス分離設備が設けられていること。<第1号>	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ（ ） ・貯湯槽（ ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号>	適合・不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： %LEL
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号><附則第4条第1項>			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）<第2号イ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。）	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由：
ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。）	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限値の値の25パーセント未満であること。 （25%LEL以上である場合は以下の措置を行う）	適合・不適合	適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所でないこと。 <第3号イ>	適合・不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ m ガス分離設備（セパレータ） ：高さ m ガス分離設備（貯湯槽） ：高さ m
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の入入口（窓や吸気口等）、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 <第3号ロ>	適合・不適合	適合：火気使用設備等ない 不適合：火気使用設備等あり	
(4) 配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<第6条の3第1項第5号>			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

(6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>

可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス○：水○ ②設置しない距離： m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：	

(7) 関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第4条第3項>

柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開いた既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。）	適合・不適合	適合：制限する 適合：適用除外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： m ②措置の内容： フェンス（高さ： m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
--	--------	---------------------------------	--	--

(8) 月次点検<第6条の3第1項第8号>

毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
--	--------	----------------------	--	--

(9) 記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>

点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		

(10) 災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>

以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		

(12) 非常時の措置<第6条の3第1項第11号>

災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		
-------------------------------------	--------	----------------------	--	--

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）			
(1) 第1項の準用<第6条の3第3項第1号>			
第1項各号に掲げる基準	—	—	
(2) ガスの漏出防止<第6条の3第3項第2号>			
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出ししない構造であること。	適合・不適合	適合：漏出ししない 不適合：漏出している	
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置<第6条の3第3項第3号>			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 <第3号>	適合・不適合	適合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 <第3号イ>	適合・不適合	適合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： m ³ 換気能力： m ³ /時間 換気回数： 回/時間
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 <第3号ハ>	適合・不適合	適合：阻害されない 不適合：阻害されている	
(4) ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>			
ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）	適合・不適合	適用：常時運転する 適用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：
(5) 警報設備の設置<第6条の3第3項第5号>			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）<第5号> ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適合：設置する 適合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由：
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらとの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 <第5号イ>	適合・不適合	適合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数： 個 検知器の設置位置：
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 <第5号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報音の発動濃度： %LEL 警報を発する場所：
空気中のメタンの濃度が表示されること。 <第5号ハ>	適合・不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：
(6) 採取の停止<第6条の3第3項第6号>			
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検出した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。）	適合・不適合	適合：停止できる構造 適合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：
(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等<第6条の3第3項第7号><附則第5条第1項各号、第2項各号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第7号イ> （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要）→（13）へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第7号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第7号ハ> （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要）→（14）へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第7号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：

(8) 関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>

温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
--	--------	----------------------	------------	--

(9) 温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>

発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	
--	--------	------------------------------------	--------------------	--

(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項第10号>

携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：	

(11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>

次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。<第11号>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		

(12) 記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>

点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		

(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気使用設備等)を設置している場合(既存施設のみ)に適用<附則第5条第1項>

当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	

(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置(既存施設のみ)に適用<附則第5条第2項>

次のいずれかの措置を講じていること

ア) 警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号>	適合・不適合	適合：ア)を適用 イ)を適用 不適合：ア),イ)適用せず	① ア)の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動	
イ) ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号>			② イ)の場合 自動停止される電気設備名：	

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合<附則第4条第2項関係>			
(1) 温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号>			
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる 適合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：
(2) 火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：
(3) 地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>			
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。（ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあつては、第6条の3第1項第3号（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。）	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： %LEL 排気口の高さ： m
(4) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>			
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>			
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合・不適合	適合：配管なし 適合：措置する 不適合：措置しない	
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第2項第6号>			
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	
排出される気体中のメタンの濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあつては、第6条の3第1項第3号イ、ロ（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。<第6号ただし書き>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	排出状態における排出口のメタン濃度：
(7) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>			
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。<第7号> ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	—	—	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(8) 月次点検<附則第4条第2項第8号>			
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(9) 記録の保存<附則第4条第2項第9号>			
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2項第10号>			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。<第6条の3第1項第5号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

別記様式第8号の2（要綱第16条関係）

誓 約 書（個人用）

年 月 日

様

住所
氏名

私は、温泉法第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第8号の3（要綱第16条関係）

誓 約 書 （法人用）

年 月 日

様

住所

氏名

〔 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当法人及び役員は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第8号の4（要綱第17条関係）

誓 約 書 （法人用）

年 月 日

様

住所

氏名

〔 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

温 泉 採 取 許 可 申 請 現 地 調 査 書

調査年月日	年 月 日	曜日	天気
調 査 者	職氏名	印	
	職氏名	印	
源 泉 名			
申 請 者	住 所		
	氏 名	連絡先	TEL
申 請 地 点	所在地		
	所有者		
適用となる災害防止基準 ※該当する番号に○を付すこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉井戸又はガス分離施設が屋外に設置されている場合（規則第6条の3第1項各号関係） 2 温泉井戸又はガス分離施設が屋内に設置されている場合（規則第6条の3第3項各号関係） 3 温泉井戸が密閉型地下ピットに設置されている場合（規則附則（平成20年5月28日）第4条第2項関係） 4 温泉井戸が開放型地下ピットに設置されている場合（規則附則（平成20年5月28日）第4条第3項関係） 5 温泉井戸（動力が装置されているものを除く）が屋外にあり、かつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合（規則第6条の3第2項関係） 		
規則第6条の3の規定に基づく技術基準との適合検査書	別紙のとおり ※ 不適合箇所があれば下記に付記すること。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>		
立 会 者 氏 名			
メタン測定結果	測定場所	測定方法	測定値（最高値）
	①		測定機器
	②		
	③		
現 地 調 査 の 結 果			

温泉採取許可技術基準適合検査書

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係）			
(1) ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>			
ガス分離設備が設けられていること。<第1号イ>	適合・不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ（ ） ・貯湯槽（ ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号ロ>	適合・不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： %LEL
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号><附則第4条第1項>			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）<第2号イ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。）	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由：
ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。）	適合・不適合	適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限値の25パーセント未満であること。 （25%LEL以上である場合は以下の措置を行う）	適合・不適合	適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所になこと。 <第3号イ>	適合・不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ m ガス分離設備（セパレータ） ：高さ m ガス分離設備（貯湯槽） ：高さ m
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の取入口（窓や吸気口等）、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 <第3号ロ>	適合・不適合	適合：火気使用設備等ない 不適合：火気使用設備等あり	
(4) 配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<第6条の3第1項第5号>			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

(6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>

可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス〇：水〇 ②設置しない距離： m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：	

(7) 関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第4条第3項>

柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開いた既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。）	適合・不適合	適合：制限する 適合：適用除外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： m ②措置の内容： フェンス（高さ： m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
--	--------	---------------------------------	--	--

(8) 月次点検<第6条の3第1項第8号>

毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
--	--------	----------------------	--	--

(9) 記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>

点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		

(10) 災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>

以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		

(12) 非常時の措置<第6条の3第1項第11号>

災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		
-------------------------------------	--------	----------------------	--	--

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）			
(1) 第1項の準用<第6条の3第3項第1号>			
第1項各号に掲げる基準	—	—	
(2) ガスの漏出防止<第6条の3第3項第2号>			
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であること。	適合・不適合	適合：漏出しない 不適合：漏出している	
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置<第6条の3第3項第3号>			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。<第3号>	適合・不適合	適合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。<第3号イ>	適合・不適合	適合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： m ³ 換気能力： m ³ /時間 換気回数： 回/時間
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。<第3号ハ>	適合・不適合	適合：阻害されない 不適合：阻害されている	
(4) ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>			
ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）	適合・不適合	適用：常時運転する 適用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：
(5) 警報設備の設置<第6条の3第3項第5号>			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）<第5号> ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適合：設置する 適合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由：
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。<第5号イ>	適合・不適合	適合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数： 個 検知器の設置位置：
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となった場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。<第5号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動	警報音の発動濃度： %LEL 警報を発する場所：
空気中のメタンの濃度が表示されること。<第5号ハ>	適合・不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：
(6) 採取の停止<第6条の3第3項第6号>			
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。）	適合・不適合	適合：停止できる構造 適合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：
(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等<第6条の3第3項第7号><附則第5条第1項各号、第2項各号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第7号イ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要)→(13)へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第7号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第7号ハ> (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要)→(14)へ	適合・不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する	
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第7号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：

(8) 関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>				
温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をすること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
(9) 温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合には、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	
(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項第10号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 備付場所：	
(11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>				
次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。<第11号>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(12) 記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>				
点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気使用設備等)を設置している場合(既存施設のみに適用)<附則第5条第1項>				
当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	
(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置(既存施設のみに適用)<附則第5条第2項>				
次のいずれかの措置を講じていること				
ア) 警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号>	適合・不適合	適合：ア)を適用 イ)を適用 不適合：ア)、イ)適用せず	① ア)の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ② イ)の場合 自動停止される電気設備名：	
イ) ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号>				

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合検査結果	状況	備考
3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合<附則第4条第2項関係>			
(1) 温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号>			
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる 適合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：
(2) 火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>			
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：
(3) 地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>			
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。 （ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。）	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： 排気口の高さ： m %LEL
(4) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>			
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>			
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合・不適合	適合：配管なし 適合：措置する 不適合：措置しない	
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第2項第6号>			
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	
排出される気体中のメタンの濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号イ、ロ（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。<第6号ただし書き>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	排出状態における排出口のメタン濃度：
(7) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>			
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。<第7号> ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	—	—	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：
(8) 月次点検<附則第4条第2項第8号>			
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない	
(9) 記録の保存<附則第4条第2項第9号>			
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない	
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2項第10号>			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。<第6条の3第1項第5号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

可燃性天然ガス濃度確認現地調査書

調査年月日	年 月 日 曜日 天気			
調 査 者	職氏名	印		
	職氏名	印		
源 泉 名				
申 請 者	住 所			
	氏 名		連絡先	TEL
申 請 地 点	所在地			
	所有者			
立 会 者 氏 名				
メ タ ン 測 定 結 果	測定場所	測定方法	測定値 (最高値)	測定機器
	①			
	②			
	③			
現 地 調 査 の 結 果				

温泉採取施設等変更工事完了現地調査書

調査年月日	年	月	日	曜日	天気
調査者	職氏名		印		
	職氏名		印		
届出者	住所				
	氏名		連絡先	TEL	
温泉採取施設等変更許可番号及び年月日	栃木県指令		保第	号	
			年	月	日
災害防止上重要な変更事項 ※該当する番号に○を付すこと	◎可燃性天然ガス発生設備が屋内の場合				
	1 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更				
	2 ガス換気設備の位置又は構造の変更				
	3 可燃性天然ガスの警報設備の位置又は構造の変更				
	◎可燃性天然ガス発生設備が屋外の場合				
	1 ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更				
規則第 6 条の 3 の規定に基づく技術基準との適合検査書	別紙のとおり (別記様式第 6 号の 6) ※ 不適合箇所があれば下記に付記すること。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin: 10px 0;"></div>				
立会者氏名					
メタン測定結果	測定場所	測定方法		測定値 (最高値)	
	①				
	②				
	③				
現地調査の結果					

温 泉 採 取 ・ 確 認 台 帳

栃 木 県

源泉番号		源泉名		市町村名		温泉地名	
------	--	-----	--	------	--	------	--

1	源泉所在地					2						
3	源泉管理者	住所					氏名			電話		
4	区分	申請者					許可・確認年月日		許可・確認番号			
	□許可 □確認	住所			氏名							
メ タ ン 測 定 結 果	(1)測定年月日				(2)測定者							
	(3)測定機器				(4)測定方法			基準値			%LEL	
	(5)測定場所						(6)測定値			%LEL		
	(測定できない理由)											
	(7)ガス水比					(8)ガス分離設備後のガス濃度						
6	採取場所の状況写真											
7	採取実施状況写真											
8	設備の設置状況写真											
9	区分	変更許可申請者					許可年月日		許可番号			
	採取施設 変更許可	住所			氏名							
		住所			氏名							
	住所			氏名								

別記様式第 13 号（要綱第 26 条関係）

誓 約 書（個人用）

年 月 日

様

住所
氏名

私は、温泉法第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第 13 号の 2 (要綱第 26 条関係)

誓 約 書 (法人用)

年 月 日

様

住所

氏名

(法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名)

当法人及び役員は、温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第 13 号の 3 (要綱第 29 条関係)

誓 約 書 (法人用)

年 月 日

様

住所

氏名

〔 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約します。

温泉浴用許可申請調査書

調査年月日	年 月 日 (曜日) 天候						
調査者	職		氏名				印
申請者	住所				施設名		
	氏名				収容人員		
申請の理由	1 利用者変更 (相続、譲渡、組織変更、その他) 2 新規開業 3 増設 4 浴室内に浴槽の増設						
利用源泉名	源泉No.			分析機関名			
泉質名				分析年月日			
源泉の衛生状況							
申請浴室名				浴室の材質			
衛生状態	浴室内の衛生状態	適 ・ 否		採光の状態	適 ・ 否		
	換気の状態	適 ・ 否		温泉量	ℓ / 分		
総硫黄を 2 mg / kg 以上含有する場合	温泉湯口の位置	適 ・ 否					
	硫化水素ガス濃度	P P M		窓の開閉	有 ・ 無		
	換気口数	箇所	換気扇数	箇所	換気の状態	適 ・ 否	
浴槽の面積				m ²	浴槽の容積		
				m ³			
浴槽の材質							
浴槽の形状	(形状を記入し、縦横、深さを記入のこと。)						
調査結果							

別記様式第 14 号の 2 (要綱第 26 条の 5 関係)

温泉飲用許可申請調査書

調査年月日		年 月 日 (曜日)		天候	気温		
申請者	住所						
	氏名						
飲泉所のある施設の名称 所在地及び 管理者名	所在地	TEL					
	名称		管理者				
利用源泉名	源泉No.		ゆう出量	ℓ/分			
泉質名			泉温	℃			
揚湯方法	自然ゆう出・動力揚湯 (ポンプの型式)						
送湯方法	自然流下・ポンプ圧送 (ポンプの型式)						
温泉分析書	分析機関名			分析年月日			
水質基準	源泉	適・否	分析機関名	分析年月日			
	飲泉口	適・否	分析機関名	分析年月日			
	希积水	不要・ (希釈を要しない・水道水使用)					
		適・否	分析機関名	分析年月日			
区分	内 容				適	否	
調査項目	源泉	・表流水や浅層地下水や油脂類等により汚染されない構造であること					
		・抜気管管端部に防虫網等が設けられており、かつ開口部からほこりその他により汚染されないよう密閉されていること					
	中継槽 ・貯湯槽	・表流水や浅層地下水等により汚染されない構造で、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること					
		・原則として地上に設置されていること やむを得ず地下に設置する場合は、汚水槽等からの汚水により汚染されないような有効な距離が保たれていること					
	・抜気管、溢流管管端部に防虫網等が設けられていること						
	・完全な水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること						

	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉引湯施設以外の配管設備が設置されていないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・槽内に温泉が滞留することのない構造であること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部点検が容易にできる構造であること 		
送 ・ 引 湯 管	<ul style="list-style-type: none"> ・管内圧を常に一定以上に保ち、周辺の環境等により汚染されない配管設備であること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと 		
飲 泉 口	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること やむを得ず浴室内に設置する場合には、飲泉用の湯口と浴槽湯口とを分離し、飲泉用の湯口等は限定すること 浴槽及び洗場からの飛沫により汚染されない構造であること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・飲泉コップは共用しないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・飲泉所は落ち着いた雰囲気であること 		

	調査者	職	氏名	印
調 査 結 果				

温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書

年 月 日

様

保健所長 印

年 月 日付け申請の温泉利用許可に伴う、温泉の浴用上の禁忌症、適応症及び入浴上の注意を次のとおり決定したので通知する。

利用場所	
利用源泉名	
ゆう出地	
泉 質	

禁 忌 症	適 応 症
一般的禁忌症： 泉質別禁忌症：	一般的適応症： 泉質別適応症：
入 浴 上 の 注 意 事 項	

温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書

年 月 日

様

保健所長 印

年 月 日付け申請の温泉利用許可に伴う、温泉の飲用上の禁忌症、適
応症及び飲用上の注意を次のとおり決定したので通知する。

利用場所	
利用源泉名	
ゆう出地	
泉 質	

禁 忌 症	適 応 症
一般的禁忌症： 泉質別禁忌症： 含有成分別禁忌症：	一般的禁忌症： 泉質別適応症：
飲 用 上 の 注 意 事 項	

温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書 (再決定)

年 月 日

様

保健所長 印

年 月 日付け温泉分析届により、温泉の浴用上の禁忌症、適応症及び入浴上の注意を次のとおり再決定したので通知する。

利用場所	
利用源泉名	
ゆう出地	
泉 質	

禁 忌 症	適 応 症
一般的禁忌症： 泉質別禁忌症：	一般的適応症： 泉質別適応症：
入 浴 上 の 注 意 事 項	

温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書 (再決定)

年 月 日

様

保健所長

印

年 月 日付け温泉分析届により、温泉の飲用上の禁忌症、適応症及び飲用上の注意を次のとおり再決定したので通知する。

利用場所	
利用源泉名	
ゆう出地	
泉 質	

禁 忌 症	適 応 症
一般的禁忌症： 泉質別禁忌症： 含有成分別禁忌症：	一般的禁忌症： 泉質別適応症：
飲 用 上 の 注 意 事 項	

温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書再通知願

年 月 日

保健所長 様

住 所
氏 名
〔 法人の場合は名称、
所在地及び代表者
の氏名 〕

次のとおり、温泉の禁忌症、及び適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書の再通知を受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴 用 ・ 飲 用
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令 第 号 年 月 日
許 可 施 設 の 所 在 地	
許 可 施 設 の 名 称	
再 通 知 を 希 望 す る 理 由	

別記様式第 15 号の 6 (要綱第 27 条関係)

温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書（再通知）

年 月 日

様

保健所長

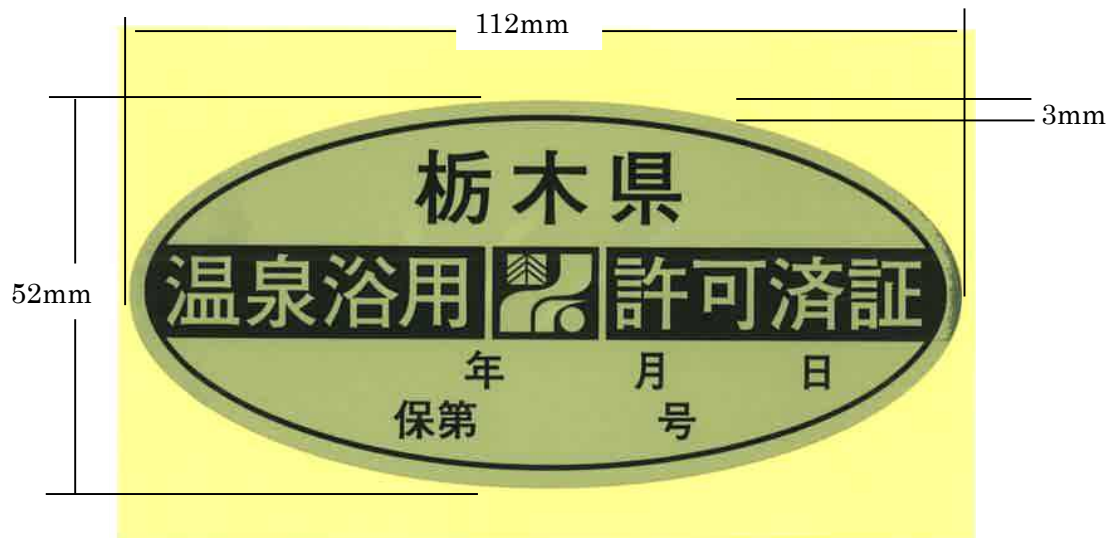
印

年 月 日付け温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意決定書再通知願に基づき、年 月 日付けで決定した温泉の禁忌症、適応症及び入浴（飲用）上の注意を、次のとおり再度通知する。

利用場所	
利用源泉名	
ゆう出地	
泉 質	

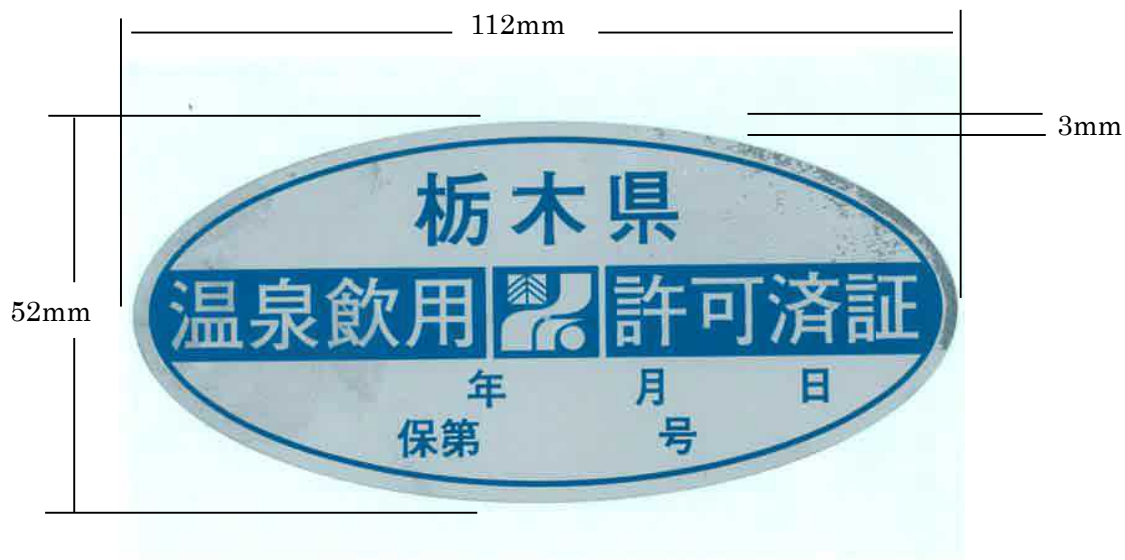
禁 忌 症	適 応 症
一般的禁忌症： 泉質別禁忌症：	一般的適応症： 泉質別適応症：
入 浴 （ 飲 用 ） 上 の 注 意 事 項	

別記様式第 16 号（要綱第 28 条関係）



金地、文字・線は黒

別記様式第 16 号の 2（要綱第 28 条関係）



銀地、文字・線は青

温泉利用許可済証再交付願

年 月 日

保健所長 様

住 所
氏 名
〔 法人の場合は名称、
所在地及び代表者
の氏名 〕

次のとおり温泉利用許可済証の再交付を受けたくお願いします。

浴用・飲用の別	浴 用 ・ 飲 用
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令 第 号 年 月 日
施設の所在地	
施設 の 名 称	
浴 室 名 又 は 飲 泉 所 の 場 所	
再交付願の理由	

温泉利用許可施設変更届

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

〔 法人の場合は名称、
所在地及び代表者
の氏名 〕

温泉利用（浴用・飲用）施設を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴 用 ・ 飲 用
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令 第 号 年 月 日
施設の所在地	
施設の名称	
浴室名又は 飲泉所の場所	
変更の内容	
変更の理由	

温泉利用許可施設廃止届

年 月 日

保健所長 様

住 所
氏 名
(法人の場合は名称、
所在地及び代表者
の氏名)

温泉の利用（浴用・飲用）施設を廃止したので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴 用 ・ 飲 用
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令 第 号 年 月 日
施設の所在地	
施設 の 名 称	
浴 室 名 又 は 飲 泉 所 の 場 所	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

番号		温泉浴用許可台帳						栃木県			
市町村名		温泉地名									
1	利用施設名 及び所在地	名称	所在地	〒			電話				
2	利用施設所有者 住所・氏名	住所			氏名			電話			
3	利用施設管理 責任者住所・氏名	住所			氏名			電話			
4	利用目的及び利用施設収容人員		利用目的		団体		名、個人		名		
5	利用源泉名		分析年月日	分析機関名		泉質名		禁適等決定年月日		掲示届	
6	利用施設の経過状況 (所有者・増改築等)		別紙								
7	監視年月日及び 指導事項の有無		別紙								

施設番号		温泉飲用許可台帳			許可年月日 番 号			
1	市町村名	温泉地名		11	水質試験			
2	飲用施設名 及び所在地	10	施設内容	項目	1	2	3	
				源	・位置 ・種類及び規模 ・湧出量 ℓ/分 ・泉温 ℃	一般細菌		
3	飲用施設所有者住所氏名	中継槽貯湯槽	・設置場所 ・形状寸法 ・材質 ・有効容量	大腸菌群				
				全有機炭素(TOC)				
4	利用施設収容人員	団体名, 個人名	・ひ素					
5	利用源泉名 泉質名	送(引)湯管	・形状寸法 ・材質 ・距離	銅				
				ふっ素				
6	禁適決定年月日		・水銀					
7	1日当たりの 総摂取量及び 飲用方法	飲	・設置場所 ・形状寸法 ・材質	遊離炭酸				
				・流量 ℓ/分 ・泉温 ・附帯設備	カドミウム			
8	揭示届年月日	泉		総硫化水素				
9	希釈水の種類	口		pH値				
				臭気、色度 濁度、味				
				分析年月日				
				分析機関				

別記様式第 20 号（要綱第 36 条関係）

誓 約 書（個人用）

年 月 日

様

住所
氏名

私は、温泉法第 19 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第 20 号の 2 (要綱第 36 条関係)

誓 約 書 (法人用)

年 月 日

様

住所

氏名

〔 法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

当法人及び役員は、温泉法第 19 条第 4 項各号に該当しない者であることを誓約します。

温泉成分分析機関登録申請調査書

調査年月日	年 月 日 (曜日)			天候
調査者	職	氏名	印	
申請者	住所			
	氏名			
分析施設の所在地、名称及び分析責任者	所在地		TEL	
	名称		分析責任者	
分析責任者の資格	有・無	内容		
温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称	ガラス製棒状温度計	有・無	適・否	
	化学天びん	有・無	適・否	
	原子吸光光度計	有・無	適・否	
	分光光度計	有・無	適・否	
	水素イオン濃度計	有・無	適・否	
	イオンクロマトグラフ	有・無	適・否	
	いずれか1つを保有すること (該当するものに○をつける) ・IM 泉効計 ・液体シンチレーションカウンター ・ゲルマニウム半導体検出器 (※)	有・無	適・否	
	水銀用原子吸光分析装置	有・無	適・否	
		有・無	適・否	
		有・無	適・否	
調査結果				

(※) ゲルマニウム半導体検出器は、IM 泉効計又は液体シンチレーションカウンターと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置と解して差し支えない。(H27.3.12 環自総発第 1503124 号環境省自然環境局長通知)